

高山市協働のまちづくり基本指針

令和4年4月1日

高山市協働のまちづくり推進会議

目 次

1. 協働のまちづくりの理念	1
2. 協働のまちづくりの目的	1
3. まちづくり協議会の役割	2
4. まちづくり協議会の基本原則	2
5. 協働して取り組む活動	2
6. 協働の対象と方法	3
7. まちづくり協議会の活動への市の関わり	4
8. 高山市協働のまちづくり推進会議での役割	4
9. 基本指針の見直し	4
〈用語解説〉	5

附 則

令和4年4月1日から運用する。

〈高山市協働のまちづくり推進会議構成〉

空町まちづくり協議会	西地区まちづくり協議会	みなみまちづくり協議会
北地区まちづくり協議会	山王地区まちづくり協議会	江名子校区まちづくり協議会
新宮地区まちづくり協議会	三枝の郷まちづくり協議会	大八まちづくり協議会
岩滝まちづくり協議会	花里まちづくり協議会	丹生川まちづくり協議会
清見町まちづくり協議会	荘川町まちづくり協議会	一之宮町まちづくり協議会
久々野まちづくり協議会	朝日まちづくり協議会	高根まちづくりの会
国府町まちづくり協議会	たからまちづくり協議会	高山市
学識経験者		

まちづくり協議会の 協働のまちづくり基本指針

多様化する地域課題に対し、地域社会と行政が協働してその解決に取り組み、安全安心で快適に住み続けられる地域づくりを各地区ですすめるため、地区ごとでまちづくり協議会が設立され、様々な活動に取り組んでいる。

まちづくり協議会の協働のまちづくり基本指針（以下「基本指針」という。）は、まちづくり協議会が地域住民などから期待される地域コミュニティの持続的な発展のための活動をすすめる上での全地区に共通した考え方を示しており、各地区のまちづくり協議会の活動・運営についての道しるべとなるものである。

本指針では、協働のまちづくり推進会議での協議内容を踏まえ、まちづくり協議会に共通する“理念”“目的”“役割”などをまとめ示している。

今後、各地区では基本指針を踏まえてそれぞれの地区の特性に合わせた「まちづくり計画」を策定（改定）し、地域住民と一体となって協働のまちづくりを推進していく。

なお、基本指針は現時点で優先的に取り組むべきものを示しており、まちづくり協議会を取り巻く環境の変化や状況にあわせて定期的に見直しを行う。

1. 協働のまちづくりの理念

「地域の多様な主体と協働して、
自分たちの地域は自分たちで守り、自分たちでつくる」

※多様な主体：住民、町内会、地域内団体、学校、事業者、行政等地域づくりの様々な担い手

2. 協働のまちづくりの目的

(1) 住民相互や多様な主体との協力連携によって住みやすい地域をつくる

(2) 地域コミュニティを維持し、発展を図る

地域課題の解決や新しい地域の魅力づくりなどに取り組むとともに、住民相互の絆を大切にされた地域づくり活動により共助を維持し、「誰もが住みたい」「住み続けたい」と思える安全安心で快適な地域コミュニティを目指す。

3. まちづくり協議会の役割

(1) 地域課題の解決

- ・地域コミュニティの課題を把握し、多様な主体と課題を共有し、協働して迅速かつ柔軟に対応・解決に向けて取り組む。
- ・誰もが安全安心で快適に住み続けられる地域コミュニティのための活動やその支援を行う。

(2) 地域コミュニティの活性化

- ・地域の特色や住民の願いを尊重し、地域コミュニティの活性化を図る。
- ・地域コミュニティの活性化に向けた住民等の意識を喚起し、自主的な取り組みを支援する。

(3) 地域団体等の活動支援やコーディネート・交流

- ・様々な個人と団体の活動を支援するとともに団体相互のコーディネートを行う。
- ・地域での共助や地域住民の出会い、絆づくりにつながる交流の機会を増やす。

(4) 評価・検証と改善

- ・まちづくり協議会の活動や運営の自己評価、検証を行い、住民にその結果を周知し、まちづくり協議会の活動に対する理解と協力を得る。
- ・評価、検証の結果を基に、必要な人材・ノウハウ・資金を自ら集めるよう努め、組織内での連携を密にしながら活動や運営の改善をすすめる。

4. まちづくり協議会の基本原則

- (1) まちづくり協議会は住民意見を反映した運営と活動を行う
- (2) まちづくり協議会は多様な主体と協働して課題解決を目指す
- (3) まちづくり協議会は命と暮らしを守る取り組みを率先して行う
- (4) まちづくり協議会は住民の意識の高揚と自主的な活動を促す
- (5) まちづくり協議会は地域団体等相互のコーディネートを行う
- (6) まちづくり協議会は常に事業や組織体制を確認し評価・検証と改善を行う

5. 協働して取り組む活動

(1) 地域福祉に関する取り組み

- ・地域住民が安心して生活できるための支援
- ・高齢者や子ども達の見守りと安全のための支援
- ・地域住民の居場所づくりやその支援 など

(2) 地域防災に関する取り組み

- ・地域防災にかかる団体相互および地域内外の団体の連携支援
- ・住民の防災意識向上のための取り組み、地域コミュニティの防災体制づくり（地区防災計画の検討や策定の支援、防災士資格取得等の人材育成支援）
- ・要支援者等への声掛けや助け合いができる顔の見える地域コミュニティづくりへの支援 など

(3) 町内会等地域コミュニティ団体への活動支援

- ・町内会活動に対する助成や活動の共同化、情報提供等による支援
- ・地域コミュニティのために活動する各種団体への支援 など

6. 協働の対象と方法

(1) 住民

- ・アンケート調査等によって住民の願いや地域課題を把握する。
- ・地域コミュニティ活動への住民参加を促進する。
- ・地域福祉や地域防災についての情報格差を無くすため情報共有を促進する。

【想定される対象：ボランティアなど】

(2) 地縁に基づく組織

- ・町内会の活動支援を行う。
- ・防災等について町内会と連携し役割分担して取り組みを行う。
- ・加入促進の取り組みを行う町内会を支援する。

【想定される対象：町内会、連合町内会など】

(3) 福祉団体等

- ・社会福祉協議会等と連携して地域福祉活動に取り組む。
- ・民生児童委員や見守り推進員等と連携して地域福祉活動に取り組む。

【想定される対象：社会福祉協議会、民生児童委員、見守り推進員など】

(4) 防災組織等

- ・平時から消防団と連携した防災活動に取り組む。
- ・防災知識を有する市民活動団体や専門家と連携して防災活動に取り組む。

【想定される対象：自主防災組織、消防団、防災士など】

(5) 教育組織等

- ・学校運営協議会の場で、地域と学校が一体となって子どもたちの成長を支える取り組みについて協議を行う。
- ・地域ぐるみで子どもを育てるため、学校等と連携し子どもたちの見守りや安全のための活動に取り組む。

【想定される対象：小学校、中学校、保育園など】

- ・高等学校や大学などが行う地域学習や地域研究と連携して地域課題の調査や活性化に取り組む。

【想定される対象：高等学校・大学・研究機関など】

(6) 事業者等

- ・企業や民間団体等と連携して地域課題の解決に取り組む。

【想定される対象：企業、協同組合など】

(7) その他

- ・専門的知識を有するNPO法人や市民活動団体と連携して地域課題の解決に取り組む。
- ・地域コミュニティ活動に参加する多種多様な団体等と連携して事業に取り組む。

【想定される対象：市民活動団体、NPO法人など】

7. まちづくり協議会の活動への市の関わり

(1) まちづくり協議会と協働して地域課題の解決に取り組む

- ・まちづくり協議会と連携して地域コミュニティの課題解決や活性化に取り組む。
- ・先行事例の調査研究、情報収集に努め、その成果をまちづくり協議会と共有し、地域コミュニティの課題解決や活性化に取り組む。

(2) 行政との協働領域における取り組みに対して支援を行う

- ・協働領域（地域福祉、地域防災、地域コミュニティ団体等活動支援）における取り組みについて財政的な支援やまちづくり担当職員・支援職員を中心に活動に必要な情報や活動場所等の提供を行う。
- ・協働領域の事業をすすめるなかで、地域が主体的に取り組んだほうがより効果的にすすめられる事業については、行政からまちづくり協議会への委託や権限移譲の検討をすすめる。

(3) まちづくり協議会相互の協働のコーディネートや連携の場づくりを行う

- ・単独の地域だけでは解決が難しい課題等に取り組むまちづくり協議会に対して、協議会相互または他団体等との連携をコーディネートする。
- ・「協働のまちづくり推進会議」等、各まちづくり協議会が経験や情報等を持ち寄り、地域コミュニティの課題解決や活性化に向けて連携できる場づくりを行う。

(4) 評価と検証を行い更なる発展につなげる

- ・施策の支援や取り組みについて全地区のまちづくり協議会や他地域の同様の組織との比較評価、検証を行う。
- ・比較評価と検証を踏まえ、まちづくり協議会と連携して、持続的に地域コミュニティの課題解決や活性化に取り組み、地域コミュニティの更なる発展につなげる。

8. 高山市協働のまちづくり推進会議での役割

(1) 地域コミュニティの課題解決に向けた議論の実施

(2) 基本指針に基づいた活動の確認

(3) 各まちづくり協議会の評価と検証

(4) 協働のまちづくり基本指針の見直しにむけた協議

- ・各まちづくり協議会が行う自己評価と市が行う比較評価を踏まえ、まちづくり協議会のあり方について総合的な評価、検証を行う。
- ・総合的な評価、検証を踏まえ、次年度や将来的な活動について方針を決定し、各まちづくり協議会での活動や予算執行についての助言を行う。
- ・全まちづくり協議会の共有する方針である基本指針の改定について協議を行う。

9. 基本指針の見直し

まちづくり協議会を取り巻く環境の変化にあわせ、概ね3年～5年ごとに基本指針の見直しを行う。

<用語解説>

- 地域コミュニティ
一定の地域における住民同士のつながりを基礎とする地域社会
- まちづくり計画
地区の現状や課題、地区の将来像、目標および将来像の実現に向けて取り組む事業などまちづくり協議会ごとで策定する計画
- 共助
地域の住民等が協力して助け合うこと（比較して使用される「自助」は自らの力で物事に対処すること、「公助」は行政等の公的機関が支援を行うこと）
- コーディネート
物事を調整し、まとめていくこと
- 市民活動団体
高山市では次のとおり定義している
市民が自主的・自発的に、特定非営利活動促進法の別表に掲げるまちづくりの推進や子どもの健全育成等の活動を行う団体
5人以上の会員を有し、活動が市内で行われ、入会に制限がなく、代表者及び運営の方法が規約又は会則等で決められている団体
- 地区防災計画
一定の地区内の住民等が作成する自発的な防災活動に関する地区の特性に応じた計画
- 防災士
社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有するものとして、NPO法人日本防災士機構が認定した人
- 自主防災組織
自分たちの地域は自分たちで守るという自覚や連帯感に基づき、町内会等の地域単位で自主的に結成され、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織
- 学校運営協議会
保護者や地域の方が学校運営に参画し、地域・家庭・学校がどのような子どもを育てていくのかという目標を共有して、学校経営について協議する場
現在高山市では、20の学校運営協議会が設置されている
- 高山市協働のまちづくり推進会議
全まちづくり協議会の会長、市の関係部長、学識経験者で組織され、高山市における協働のまちづくりを推進し、様々な地域課題の解決を図り、地域に住み続けたいと思える魅力的かつ持続可能なまちづくりの実現に向けた議論、検討を行うための会議